

2024年6月13日

各位

会社名 株式会社ウイルコホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 若林 圭太郎  
(コード：7831、スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 大槻 健  
(TEL. 076-277-9811 (代表))

第46期(令和6年10月期)第2四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第29号)による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を北陸財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書

第46期(令和6年10月期)第2四半期報告書(自令和6年2月1日至令和6年4月30日)

2. 延長前の提出期限

2024年6月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年7月16日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年6月11日に適時開示を致しました「第46期(令和6年10月期)第2四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載の通り、第三者委員会による調査が継続しているため、第46期(令和6年10月期)第2四半期決算関連手続きが完了していません。今回の助成金の自主返還により令和2年10月期から令和5年10期の4期にわたり過年度に受給した雇用調整助成金の修正及び有価証券報告書並びに四半期報告書の訂正が必要となりこれらにつきましても決算関連手続きが完了していません。また、仰星監査法人からは、「第三者委員会の調査結果は、当監査法人のリスク評価手続及びリスク対応手続の双方に大きな影響を及ぼす可能性があり、また、調査結果の利用にあたっては、監査法人自らが当該委員会が入手し共有可能と判断した証拠の閲覧、当該委員会の調査に対する評価手続等を実施する必要がある、このため第三者委員会の調査報告書の提出から四半期

レビューの結論の表明までには相当な期間が必要となるため、第46期（令和6年10月期）第2四半期報告書に係る四半期レビュー手続きを、提出期限である2024年6月14日までに完了させることはできない」との説明を受けております。

そのため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める令和6年10月期第2四半期報告書の法定提出期限である2024年6月14日までに、当社の令和6年10月期第2四半期連結財務諸表の作成及び仰星監査法人による四半期レビュー手続きを完了させることができない見込みとなりました。これを受け、当社は、本日付で令和6年10月期第2四半期の四半期報告書の提出期限の延長申請を北陸財務局に提出することといたしました。当社は引き続き、第三者委員会の調査が迅速に行われるよう、全面的に協力してまいります。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。  
株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上